

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="248 248 1016 280">通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）</p> <p data-bbox="528 328 752 360">第 2 章 通関業</p> <p data-bbox="544 408 736 440">第 1 節 許可</p> <p data-bbox="215 488 685 520">（在宅勤務の開始又は終了の申出）</p> <p data-bbox="163 523 1115 592">8-4 前記 8-1（営業所の定義）なお書きの在宅勤務の開始又は終了に係る取扱いは、次による。</p> <p data-bbox="197 600 1115 903">(1) 通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、住所、通関士又はその他の通関業務従業者の別及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名等を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門に「在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・終了の申出書」（B-1113）により申し出させることとする。</p> <p data-bbox="197 911 1115 1062">(2) 開始の申出を受けた際には、<u>申出のあった通関業者に在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められている等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることを確認することとする。</u></p> <p data-bbox="197 1110 1115 1179"><u>（業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について）</u></p> <p data-bbox="163 1187 1115 1444">8-5 <u>災害その他やむを得ない理由（関税法基本通達 2 の 3-1(1)に定める事実をいう。）により、通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が業務継続のため、当該通関業者の所有又は管理する場所であって法第 8 条第 1 項の許可を受けた営業所以外の場所（サテライトオフィス）において、通関業務に従事する必要があると認めるときは、当該理由があると認める間に限り、これを認めて差し支えない。</u></p>	<p data-bbox="1227 248 1995 280">通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）</p> <p data-bbox="1507 328 1731 360">第 2 章 通関業</p> <p data-bbox="1523 408 1715 440">第 1 節 許可</p> <p data-bbox="1189 488 1659 520">（在宅勤務の開始又は終了の申出）</p> <p data-bbox="1137 523 2089 592">8-4 前記 8-1（営業所の定義）なお書きの在宅勤務の開始又は終了に係る取扱いは、次による。</p> <p data-bbox="1171 600 2089 903">(1) 通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、住所、通関士又はその他の通関業務従業者の別及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名等を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門に「在宅勤務の開始・終了の申出書」（B-1113）により申し出させることとする。</p> <p data-bbox="1171 911 2089 1062">(2) 開始の申出を受けた際には、<u>在宅勤務についての定めのある就業規則及び書類管理、情報セキュリティー等について定めのある社内管理規則等を具備していることを確認することとする。</u></p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>この場合において、当該場所はこれらの者が所属する営業所の一部となるので留意する。</u></p> <p><u>（サテライトオフィスにおける通関業務の開始又は終了の申出）</u></p> <p><u>8-6 前記 8-5（業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について）の開始又は終了に係る取扱いは、前記 8-4 に準ずるものとする。</u></p>	